

志布志市庁舎等の在り方検討委員会 (令和2年度第1回) 会議資料

- 1 庁舎等の概要
- 2 庁舎の耐震診断
- 3 庁舎の現状及び課題
- 4 課題解決の施策
- 5 中長期計画の具体的な検討事項
- 6 これまでの庁舎の在り方に関する庁内検討

1 庁舎等の概要

庁舎区分		建築年月	経過年数	残耐用年数	構造	床面積 (単位：m ²)	附属する施設、設備等
有明庁舎	本館	昭和58年 7月	37年	23年	4階建て鉄骨鉄筋 コンクリート造	4,115.00	車庫倉庫（庁舎北側・北西側）・自転車置場・電気室・トイレ
	別館	平成17年 11月	15年	45年	2階建て鉄骨造	1,328.00	
志布志庁舎		昭和56年 3月	39年	21年	5階建て鉄骨鉄筋 コンクリート造	5,241.17	ポンプ室・機械室・車庫・自転車置場
松山庁舎		昭和44年 8月	51年	9年	3階建て鉄筋コン クリート造	2,411.83	自転車置場（庁舎裏・老人センター裏）・車庫

2 庁舎の耐震診断

庁舎区分		診断結果等	Is値		
			階	X方向	Y方向
有明庁舎	本館 別館	耐震診断は、昭和56年5月31日以前に着工した建築物が対象となることから、対象外であり、未実施。			
志布志庁舎		平成23年1月に実施。 2001年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震基準・2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震基準（日本建築防災協会）に基づき、各階とも安全であるとの判定。	5	0.92	0.97
			4	0.77	0.69
			3	1.45	1.01
			2	1.14	0.57
			1	0.57	0.67
松山庁舎		平成23年1月に実施。 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震基準（日本建築防災協会）に基づき、各階とも安全であるとの判定。	3	1.01	0.89
			2	0.74	0.91
			1	1.00	0.64

※ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）においては、耐震性能の指標となるIs値が0.6（地域に応じて異なる。本市は0.48）以上の建物を安全であると定めています。

国土交通省が示す「官庁施設の総合耐震計画基準」においては、災害対策を行う庁舎にあっては、大地震に対しても耐震性能に余裕を持たせるため、Is値を1.5倍の0.9（0.72）を確保することを目標として定めています。

3 庁舎の現状及び課題

庁舎建設当時は、十分な規模と機能を備えた庁舎でしたが、人口減少・少子高齢化による社会構造の変化に伴い、行政の役割が増大するとともに、市民のニーズが多様化し、これらに対応した行政のサービスの在り方が求められており、様々な庁舎の課題を抱えています。

また、東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が高まり、改めて防災・災害対策の拠点となる市役所庁舎の役割が重要視されています。

- (1) 庁舎の狭隘化
- (2) 来庁者用駐車場の不足
- (3) 夜間・休日のセキュリティ対策
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応
- (5) 防災・災害対策

(1) 庁舎の狭隘化

ア 執務室、会議室等の狭隘

現庁舎は、合併による職員配置や地方分権等の業務量・文書量の増加、IT化によるパソコン機器の増加に伴い、狭隘な執務スペースとなっています。また、会議室も十分に確保できていない状況です。

イ 行政組織・機能の分散

十分な執務スペースが確保できないことから窓口等が分散し、市民の利便性に支障を来しています。

ウ 文書保存庫の不足

合併や地方分権等による業務量の増加に伴い、保存する文書が増加し、保存文書庫が満杯になり、会議室等を文書保存庫に振り替えて使用している状況です。

エ 相談者のプライバシーに配慮した相談室の不足

相談室がなく、窓口に仕切り板を設置しているものの、プライバシーの観点からも相談者への配慮が十分とは言えない状況です。

(2) 来庁者用の駐車場不足

年度末年度始めの住民票の転出転入の届け出や税の申告時期等の繁忙期や会議の開催に伴い、駐車場が不足し、混雑することがあり、来庁者の利便に支障を来しています。

特に志布志庁舎は、庁舎敷地が狭く、駐車場の拡充ができない状況です。

志布志庁舎北側の文化会館に駐車場があるものの、庁舎まで移動距離があり、また、その経路は下り階段となっていることから利用されていない状況です。

本庁舎移転に伴い、志布志庁舎東側の職員用駐車場として使用している部分を来庁者用駐車場に振り替えることで対応する予定ですが、十分に確保しているとは言えない状況です。

(3) 夜間・休日のセキュリティ対策

近年、個人情報保護法の施行により、市民の個人情報等のプライバシーの保護に関する意識が高まり、それに合わせて、適切な管理をするためのセキュリティ対策が求められています。

庁舎内には、市民の皆様の戸籍や税情報などの多くの個人情報を保有しています。

閉庁時の夜間・休日は、警備員を配置し、不特定多数の庁舎への出入りを制限し、セキュリティ対策を行っています。

マイナンバーを取り扱う課においては、施錠付きのキャビネットを導入し、適切な管理に努めているものの、一部の課・事務局を除き、執務環境はオープンスペースとなっていることから施錠管理できず、誰でも容易に立ち入ることが可能となっており、その対策は十分とは言えない状況にあります。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

庁舎建設当時は、バリアフリーといった概念がなく、その後必要に応じて改修等を行ってきたものの、構造上の制約により高齢者、障害者等の利用に支障を来し、その対応は十分とは言えない状況にあります。

また、全ての人にとって利用しやすい庁舎とする必要がありますが、ユニバーサルデザインについても、バリアフリー同様に庁舎建設当時はそのような概念がなく、その対応は十分とは言えず、利用者の誰もが安心して快適に利用できる庁舎とは言い難い状況にあります。

※ バリアフリー

段差の解消など障害のある人や高齢者にとって障害となるものを取り除き、快適な生活ができるようにすること。

※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、全ての人を使いやすいように製品、建物等をデザインすること。

(5) 防災・災害対策

東日本大震災や平成28年熊本地震で多くの自治体の本庁舎が被災し、使用不能となり、災害復旧を含め、行政事務全般の正常な執行に支障を来したところです。

市民の生命と財産を守り、災害発生時においては、救援・救助活動や災害復旧活動の拠点となる市役所庁舎は、その機能を維持するため、高い耐震性と安全性を確保する必要があります。

志布志庁舎及び松山庁舎の耐震診断の結果は、前述のとおり各階とも安全であるとの判定を受けていますが、国土交通省が示す「官庁施設の総合耐震計画基準」においては、大地震に対する耐震性能の目標値として定めるIs値（0.48）の1.5倍（0.72）を確保することを目標としています。

4 課題解決の施策

課題	解決	問題点
(1) 庁舎の狭隘化	増築	敷地の拡大が困難 多額の費用
	周辺施設の利活用	相手方との交渉 改修費用
(2) 来庁者用の駐車場不足	周辺民有地の借上げ又は取得	土地の選定 相手方との交渉 取得費用
(3) 夜間・休日のセキュリティ対策	窓口のシャッター設置、各課を仕切り施錠等の抜本的な改修	構造上の制約 多額の費用
(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応	抜本的な改修	構造上の制約 多額の費用
(5) 防災・災害対策	耐震改修	構造上の制約 多額の費用

5 中長期計画の具体的な検討事項

第1段階 本庁機能全体の移転について

本庁舎移転後の志布志本庁への本庁機能の移転についての検討

- ・ 執務スペース、駐車場等の物理的配置
- ・ 周辺施設の活用
- ・ 財政措置、時期等

第2段階 新庁舎建設について

庁舎の耐用年数を踏まえた将来的な有明、松山、志布志の庁舎の在り方についての検討

- ・ 今後の庁舎等の在り方
- ・ 新庁舎の位置、規模、構造、財政措置、時期等

※ 考慮すべき共通事項

・ 市民サービスの向上・行政機能の効率化・行政組織の再編・定員の適正化・各種計画との整合（総合振興計画、都市計画マスタープラン、公共施設等管理計画等）・中心市街地活性化

(1) 本庁機能全体の移転について

令和3年1月の本庁舎移転後、更なる市民サービスの向上を図るため、段階的に有明庁舎にある本庁の課（情報管理課、福祉課、保健課、農政畜産課、耕地林務水産課、建設課、会計課等）を志布志本庁舎へ移転すること、併せて、市長部局、教育委員会、農業委員会、監査委員事務局、議会事務局及び水道課の集約、分散等行政機能の効率化を図る上で、現庁舎の中でどのような配置がいいのかを含めて検討します。

本庁舎となる志布志庁舎は、執務室、駐車場等のスペース的な制約があり、全ての本庁の課・事務局を配置することは、物理的に困難とされますので、増床等の改築や周辺施設等の利活用を含めて検討する必要があります。

例えば、空いている民間施設であれば、タイヨー跡地・NTT跡地、県の施設であれば志布志保健所、市の施設であればコミュニティーセンター文化会館があります。

(2) 新庁舎建設について

松山庁舎は約10年後、志布志庁舎・有明庁舎は約20年後に耐用年数に到達することから、将来を見据え、市民の利便性の確保、市民サービスの向上、事務の効率化等を踏まえ、本市の庁舎がどう在るべきかを検討します。

各庁舎の耐用年数を考慮すると、今後、設備等の老朽化が進み、大規模改修、修繕等が必要となり、維持管理費用に要する経費が増加することが見込まれます。

今後の庁舎の在り方は、東日本大震災・熊本地震等の大規模災害に鑑みると、今後予想される南海トラフ地震や自然災害に備え、防災・災害対策の拠点となり得る高い耐震性や安全性を確保することが必要であり、将来の市の発展形成に配慮し、市民の利便に最も適合するようにすることが重要と思われれます。

そのために、いつ頃までに、どのような機能を有する庁舎を建設する必要があるのか、また、将来的な財政負担の軽減・抑制を図るため、庁舎を建設する費用の財源をどのように確保するのか等総合的に検討します。

(3) 一体的な検討事項について（総合支所方式の在り方）

ア 合併時の協議

庁舎整備に関する合併時の協議内容につきましては、「本庁舎については、有明町役場を本庁舎とし、新市の事務所を置くこととします。それ以外の松山町役場、志布志町役場は総合的な機能を持つ支所として、住民サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備・充実を図ります。新庁舎の建設については、その可否を含めて、新市において検討することとします。」と新市まちづくり計画に記載されています。

イ 現状

合併後から引き続き、松山支所・志布志支所においては総合支所方式を維持していますが、職員数は定員適正化計画に基づき、合併時の約400人から約320人になり、約80人を削減しています。

適宜行政組織を再編し、課・係の統廃合等に取り組んでいるものの、総合支所方式として、管理部門を除き合併前の庁舎機能をほぼそのまま残していることから、合併による事務の効率化が図られていない状況です。

ウ 今後の見通し

地方分権や国・県からの権限移譲とともに、地方創生などの新たな国の取組に伴い、市の業務量は今後も引き続き増加することが見込まれ、限られた職員数で効果的かつ効率的な行政運営を図るためには、事務の効率化は不可欠であり、現行の総合支所方式の在り方についても検討する必要があります。

6 これまでの庁舎等の在り方に関する庁内検討

平成27年5月に将来を見据えた市の庁舎等の在り方に関し、総合的な観点から調査及び研究を行うため、各課長・事務局長を委員とする志布志市庁舎等の在り方研究委員会を設置。

平成29年12月までの約2年半の間に合計13回の会議を重ね、その結果を取りまとめ、同月に市長に対して「庁舎の在り方に関する提言書」を提出。

平成30年5月に本庁舎を志布志支所に移転することについて検討するため、志布志市本庁舎移転検討委員会を設置。

平成30年12月に本庁舎移転基本方針を策定（これに基づき、市民説明会を開催）。

令和元年6月定例会に関係条例改正議案及び志布志支所改修実施設計予算を提出し、可決。

可決後、関係課で構成する作業部会を設置し、定期的に各課の取組状況の確認・調整。

令和2年3月定例会に本庁舎移転に要する経費（工事請負費、移転引越等）を予算計上し、可決。